

一般粉じん発生施設一覧（令別表第2）

No	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。

（備考）

各施設の概要については以下のとおりです。詳細については、昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知に記載されています。

1. コークス炉

施設は1炉団（通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合）単位とし、原料処理能力は1炉団当たりの1日の能力とします。

石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用します。

2. 堆積場

(1) 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩などの国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、土石には石炭灰も含まれます。

(2) 「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいいます。

(3) 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものであって、石炭灰、埋立用の土砂、海砂などをいいます。

(4) 堆積場が区画されている場合であっても、連続しているものは1施設とします。

(5) 建設現場などにおいて、長期（概ね3か月以上）にわたって使用される堆積場は原則として対象とします。

(6) 鉱物又は土石以外のものの用途に供される置場、倉庫等に臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としません。

3. 破碎機等

(1) 「ふるい」とは、振動ふるい、トロンメル等をいいます。

(2) 「密閉構造」とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいいます。

例) バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、挿入口・排出口に続く施設の相当

部分がカバーされているもの。

- (3) ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として1施設とします。